

徳島県告示第七百十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鳴門観光株式会社

住 所 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番地七

代表者 代表取締役 齋藤敦夫

2 工場又は事業場

名 称 鯛丸海月

所在地 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池一五―三三

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三八に規定する入浴施設

4 変更の概要

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年十二月二十三日から

令和五年一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課